

第2 個人情報保護制度の運用状況



- 第2 個人情報保護制度の運用状況
 - 1 個人情報ファイルの届出状況
 - 個人情報ファイルの届出件数
 - 2 高槻市個人情報保護運営審議会の運営状況
 - (1) 審議会の開催状況
 - (2) 審議会の答申
 - (3) 審議会委員名簿
 - 3 自己情報の開示等請求の状況等
 - (1) 実施機関別開示等請求の件数
 - (2) 開示等請求の決定の内訳
 - 4 高槻市個人情報保護審査会の運営状況
 - (1) 審査請求の処理内訳
 - (2) 審査会答申の内訳
 - (3) 審査請求の内容等
 - (4) 審査会の開催状況
 - (5) 審査会委員
 - (6) 個人情報の保護に関する苦情の申出の状況
 - 5 出資法人等の個人情報保護の運用状況
 - (1) 出資法人
 - (2) 指定管理者

第2 高槻市個人情報保護条例の運用状況

1 個人情報ファイルの届出状況

個人情報ファイルは、実施機関がどのような個人情報を保有しているのか、またどのような目的に利用しているのかを明らかにするとともに、自己情報の閲覧等を容易にするために届け出るものである。

令和4年度末現在の総件数は、960件であった。

個人情報ファイルの届出件数（令和4年度の届出件数及び同年度末の総計）（単位：件）

実施機関	総計
市長	658
教育委員会	147
選挙管理委員会	9
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	1
固定資産評価審査委員会	0
公営企業管理者	58
消防長	77
議会	10
合計	960

2 高槻市個人情報保護運営審議会の運営状況

(1) 審議会の開催状況

高槻市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）は、令和4年高槻市条例第28号による廃止前の高槻市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりその権限に属することとされた事項等について審議するため、令和4年度まで設置されていた附属機関である。

令和4年度は、審議会が5回開催された。開催の内容は、次々頁以降に掲載のとおりである。

※ 令和4年度に個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正を行い、審議会の担当事務を見直した上で、令和5年度からは行政不服審査会において担任することとしている。

[参考] 審議会への諮問内容

旧条例に規定された「その権限に属することとされた事務」（諮問事項）とは、以下の8点をいう。

① 本人以外からの収集（第9条第2項第6号）

実施機関は、公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたときは、個人情報（特定個人情報を除く。）を本人以外のものから収集することができる。

② 目的外利用又は外部提供（第10条第2項第5号）

実施機関が審議会の意見を聴いて、公務の執行のため又は住民の福祉向上のため、特に必要があると認めるときは、個人情報の収集等の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互での利用をし、又は実施機関以外のものに個人情報の提供をすることができる。ただし、特定個人情報は、その収集等の目的の範囲を超えて、実施機関内部での利用をしてはならない。

③ 新たな電算処理（第12条）

実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報の処理をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

④ オンライン結合（第12条の2第1項）

実施機関は、個人情報を処理するため、通信回線を利用して市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他の関係機関の電子計算組織を結合しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

⑤ オンライン結合に係る個人情報の漏えい又は不適正利用に対する保護措置（第12条の2第3項）

電子計算組織を結合した場合において、個人情報の漏えい又は不適正な利用により、市民の基本的な人権が侵害されると認めるときは、実施機関は、あらかじめ、審議会の意見を聴き、市民の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

⑥ 公益上の必要による非開示（第13条第3項第5号）

実施機関は、自己情報開示請求があったときに、公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めた情報は、開示しないことができる。

⑦ 違反事業者への勧告（第25条第2項）

市長は、事業者が第4条（事業者の責務）の規定に違反する行為を行っているとき認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

⑧ 勧告に従わない事業者の公表（第25条第3項）

市長は、事業者が説明又は資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったとき又は違反する行為の是正又は中止の勧告に従わないときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、その事実を公表することができる。

また、上記のほか、旧条例第23条の2においては、「実施機関の諮問に応じ、番号法第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議する」こととなっている。

開催	開催年月日	審議事項	審議結果
第1回	令和4年6月28日	<p>[新規諮問事項]</p> <p>「特定個人情報保護評価書（全項目評価）」に係る第三者点検について [担当課：健康福祉部 健康づくり推進課及び保健予防課 並びに子ども未来部 子ども保健課]</p> <p>18歳以下の子どもへのギフトカード等の配布事業における対象者リストの外部提供について [担当課：子ども未来部 保育幼稚園事業課]</p> <p>[報告事項]</p> <p>高槻市個人情報保護運営審議会で承認された類型に基づく個人情報の目的外利用について（令和3年度） [担当課：総務部 法務ガバナンス室]</p>	承認 承認 了承
第2回	令和4年10月21日	<p>[答申書の確認]</p> <p>「特定個人情報保護評価書（全項目評価）」に係る第三者点検について [担当課：健康福祉部 健康づくり推進課及び保健予防課 並びに子ども未来部 子ども保健課]</p> <p>18歳以下の子どもへのギフトカード等の配布事業における対象者リストの外部提供について [担当課：子ども未来部 保育幼稚園事業課]</p> <p>[新規諮問事項]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査に必要となる対象者リストの外部提供について [担当課：健康福祉部 保健所 保健予防課]</p> <p>[報告事項]</p> <p>高槻市個人情報保護運営審議会で承認された類型に基づく目的外利用（電算処理及び電算結合関係）の実績（令和3年度） [担当課：総務部 法務ガバナンス室]</p>	承認 承認 承認 了承
第3回	令和4年12月13日	<p>[答申書の確認]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査に必要となる対象者リストの外部提供について [担当課：健康福祉部 保健所 保健予防課]</p> <p>[新規諮問事項]</p> <p>「特定個人情報保護評価書（全項目評価）」に係る第三者点検について [担当課：健康福祉部 健康づくり推進課及び保健予防課 並びに子ども未来部 子ども保健課]</p> <p>「特定個人情報保護評価書（全項目評価）」に係る第三者点検について [担当課：市民生活環境部 市民課]</p>	承認 承認 承認

第4回	令和5年1月27日	[答申書の確認] 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について [担当課：健康福祉部 健康づくり推進課及び保健予防課 並びに子ども未来部 子ども保健課]	承認
		「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について [担当課：市民生活環境部 市民課]	承認
		[新規諮問事項] 新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について [担当課：高槻市議会 議会事務局]	承認
第5回	令和5年3月13日	[答申書の確認] 新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について [担当課：高槻市議会 議会事務局]	承認

(2) 審議会の答申

令和4年度における審議会への諮問は6件あり、6件の答申があった。

(3) 審議会委員名簿

審議会委員は、旧条例第23条第4項により11人以内の学識経験者又は関係団体本役員により構成され、任期が2年と定められ、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までである。

◎=会長、○=会長代理

(敬称略)

	氏名	役職
学識 経験 者	◎片桐直人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授（憲法）
	○山崎栄一	関西大学社会安全学部教授（行政法）
	大山七重	弁護士
	高橋裕	神戸大学大学院法学研究科教授（法社会学）
	井上真二	関西大学総合情報学部教授（工学）
	久末弥生	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授（行政法）
関係 団体 役員	小林俊郎	高槻商工会議所副会頭
	小阪啓介	連合大阪北大阪地域協議会北摂地区協議会幹事

3 自己情報の開示等請求の状況

令和4年度における自己情報の開示等の請求は114件あり、その内容は次表のとおりである。

(1) 実施機関別開示等請求の件数

(単位：件)

実施機関	請求 件数	請求区分			
		開示	訂正	削除	中止
市長	99	97	1	0	1
教育委員会	10	7	0	0	3
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	2	2	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0
自動車運送事業管理者	0	0	0	0	0
消防長	3	3	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	114	109	1	0	4

(2) 開示等請求の決定の内訳

(単位：件)

決定 の区分	請求区分				合計
	開示	訂正	削除	中止	
全部開示等	47	0	0	0	47
部分開示等	48	0	0	0	48
非開示等	0	0	0	4	4
文書不存在	20	0	0	0	20
却下	0	0	0	0	0
取下げ	0	1	0	0	1

※ 開示請求件数と決定件数が異なるのは、1件の請求に対し2件の決定をしたものがあるためである。

4 高槻市個人情報保護審査会の運営状況

高槻市個人情報保護審査会は、実施機関の自己情報の開示等の請求に対する開示決定等について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合に、それを審査する機関として、令和4年度まで設置されていた附属機関である。

実施機関は、個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が諮問に対する答申をしたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

令和4年度における審査請求の件数、審査会への諮問等は、次のとおりである。

※ なお、上記第1の2に記載のとおり、令和5年度からは行政不服等審査会において担任することとしている。

(1) 審査請求の処理内訳 (単位：件)

区 分		令和4年度	令和3年度
諮 問	開 示	0	0
	訂 正	0	0
	削 除	0	1
	中 止	0	1
	合 計	0	2
答 申	開 示	0	0
	訂 正	0	0
	削 除	1	0
	中 止	1	0
	合 計	2	0

※ 令和3年度の「削除」及び「中止」は、1件の審査請求として諮問されており、当該諮問に対して令和4年度に答申されている。

(2) 審査会答申の内訳

令和4年度は、過年度からの継続審議分の1件の答申が出された。

(単位：件)

区分		件数	
処 理 内 容	却下	0	
	棄却	1	
	認容	全部	0
		一部	0

(3) 審査請求の内容等

番号	審査請求			処理状況	
	年月日	内容	実施機関 (処分庁)	審査会	実施機関 (審査庁)
1	R3.11.19	国民健康保険課、長寿介護課、健康づくり推進課及び保健予防課並びに産業振興課内で保有している請求者の住所、氏名、生年月日が記録された情報の利用の中止及び削除をしない旨の決定に対する審査請求	市長	R3.11.26 諮問 R4.12.7 答申 (棄却)	R5.3.27 裁決 (棄却)

(4) 審査会の開催状況

開催状況			備考
回数	年月日	審査の内容	
第1回	R4. 4. 28	・「介護保険事業等において保有する個人情報に係る非削除等事案」に係る答申案の検討	
第2回	R4. 6. 3	・「介護保険事業等において保有する個人情報に係る非削除等事案」に係る答申案の検討	
第3回	R4. 8. 30	・「介護保険事業等において保有する個人情報に係る非削除等事案」に係る答申案の検討	
第4回	R4. 10. 19	・「介護保険事業等において保有する個人情報に係る非削除等事案」に係る答申案の検討	
第5回	R4. 12. 7	・「介護保険事業等において保有する個人情報に係る非削除等事案」に係る答申案の検討	

(5) 審査会委員

審査会委員は、旧条例第22条第4項により5人以内の学識経験者により構成され、任期が2年と定められており、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までである。

◎=会長、○=会長代理

(敬称略)

	氏名	役職
学識 経験者	◎ 松本和彦	大阪大学大学院高等司法研究科長（憲法）
	○ 野田崇	関西学院大学法学部教授（行政法）
	福島力洋	関西大学総合情報学部准教授（憲法・情報法）
	山本婦紗子	弁護士
	小谷真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）

(6) 個人情報の保護に関する苦情の申出の状況

市長は、個人情報の保護に関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならないと旧条例に定められている。

令和4年度は、旧条例に基づく個人情報の保護に関する苦情の申出が1件あった。

5 出資法人等の個人情報保護の運用状況

(1) 出資法人

実施機関が定める出資法人は、旧条例の趣旨にのっとり、実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の収集等の制限、開示等に関する手続その他必要な事項を定めた規程を整備するとともに、当該規程を適正に運用するよう努めるものとされている。そこで、市がほぼ全面出資している4つの出資法人は、個人情報保護事務要領を定め、個人情報保護制度を実施している。

なお、令和5年度からは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、出資法人についても、同法に基づき個人情報保護制度を実施している。

令和4年度末現在の個人情報ファイル目録の件数及び令和4年度の自己情報開示等の申出の状況は、次表のとおりである。

ア 個人情報ファイル目録の件数

(単位：件)

出資法人名	目録件数
高槻市土地開発公社	0
公益財団法人高槻市スポーツ振興事業団	5
公益財団法人高槻市都市交流協会	8
社会福祉法人高槻市社会福祉事業団	13
合 計	26

イ 自己情報開示等の申出の状況

(単位：件)

出資法人名	申出件数
高槻市土地開発公社	0
公益財団法人高槻市スポーツ振興事業団	0
公益財団法人高槻市都市交流協会	0
社会福祉法人高槻市社会福祉事業団	0
合 計	0

(2) 指定管理者

本市の公の施設を管理する指定管理者（上記(1)の出資法人を除く。）は、旧条例の趣旨にのっとり、実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の収集等の制限、開示等に関する手続その他必要な事項を定めた規程を整備するとともに、当該規程を適正に運用するよう努めるものとされている。そこで、指定管理者では個人情報保護事務要領を定め、個人情報保護制度を実施している。

なお、令和5年度からは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、出資法人についても、同法に基づき個人情報保護制度を実施している。

令和4年度末現在の個人情報ファイル目録の件数及び令和4年度の自己情報開示等の申出の状況は、次表のとおりである。

ア 個人情報ファイル目録の件数

(単位：件)

指定管理者名	目録件数
高槻都市開発グループ	1
株式会社エヌ・エス・アイ・三菱電機ビルソリューションズ株式会社・株式会社入谷商会共同企業体	0
公益財団法人フィットネス21事業団	0
ミディ総合管理株式会社	1
株式会社高浄	2
TA共同事業体	1
社会福祉法人照治福祉会	0
安満遺跡公園パートナーズ	3
高槻市みらい創造パートナーズ	0
あくあぴあ芥川共同活動体	3
社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	1
高槻市社会福祉協議会グループ	4
公益財団法人大阪府三島救急医療センター	2
一般社団法人高槻市歯科医師会	1
合 計	19

イ 自己情報開示等の申出の状況

(単位：件)

指定管理者名	申出件数
高槻都市開発グループ	0
株式会社エヌ・エス・アイ・三菱電機ビルソリューションズ株式会社・株式会社入谷商会共同企業体	0
公益財団法人フィットネス21事業団	0
ミディ総合管理株式会社	0
株式会社高浄	0
TA共同事業体	0
社会福祉法人照治福祉会	0
安満遺跡公園パートナーズ	0
高槻市みらい創造パートナーズ	0
あくあぴあ芥川共同活動体	0
社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	0
高槻市社会福祉協議会グループ	0
公益財団法人大阪府三島救急医療センター	0
一般社団法人高槻市歯科医師会	0
合 計	0